

令和4年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

『認定第8号 令和3年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部からは、令和3年度筑紫野市歳入歳出決算書及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、本事業において、未水洗化の世帯があるが、その理由は何か、また、全ての世帯が水洗化となることが可能かとの質疑があり、執行部からは、水洗化にあたっては家屋の老朽化などが理由であるが、それらの世帯に対して、今後も引き続き完全水洗化へ向けてのお願いを進めていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

認定第12号及び認定第13号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第12号 令和3年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部からは、令和3年度筑紫野市水道事業会計決算書、及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、水道事業が健全経営となっているか、また、今後の課題はどの質疑があり、執行部からは、経営指標を見ても良好な経営ができている。課題としては、今後の人口減少や施設の老朽化などがあるが、中長期的な視野を持ち、経営基盤の強化を図りながら、今後とも水の安定供給に努めていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、『認定第13号 令和3年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部からは、令和3年度筑紫野市下水道事業会計決算書、及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、福岡県からの返還金について質疑があり、執行部からは、本市では、県営処理場にて汚水処理を行っており、汚水の流入量に応じて負担金を支払っている。最終的に各流域で黒字が出た場合は、黒字分について市に返還があることとなっており、令和3年度は黒字であったことから返還されたものであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議案第40号から議案第43号までの4件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第40号 筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、JR二日市駅地区整備事業に関連し、JR二日市駅東側の既存自転車駐車場の名称を改めるとともに、同駅西側に建設する予定の新たな自転車駐車場の名称を定めるほか、自転車駐車場に駐車できる車両の種類を改めるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第41号 市道路線の認定』の件について、ご報告いたします。

本件は、JR二日市駅地区の整備において、道路整備が完了することに伴い、市道路線として認定す

るもので、執行部から説明を受けながら、該当箇所の現地視察を行いました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第42号 市道路線の変更』の件について、ご報告いたします。

本件は、JR二日市駅地区の整備により、議案第41号で認定した路線と重複する路線の起点及び終点を変更するもので、執行部から説明を受けながら、該当箇所の現地視察を行いました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第43号 字の区域の変更』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫駅西口土地区画整理事業により、区

画整理工事がほとんど完了し、施行前の字界と新しい街並みとの整合をとるため、大字筑紫と大字若江の字の区域を変更するもので、執行部から資料に基づいて説明を受けました。

委員会では、地元の説明会ではどのような意見が出たかとの質疑があり、執行部からは、二つの行政区それぞれから引き続き同じ名称を継続して使用したいとの意見が出されたとの答弁がありました。また、小学校の通学に支障はないかとの質疑があり、執行部からは、対象の方には一軒一軒説明し承諾をいただいているので、混乱が生じることはないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。